

神戸市社会的養育推進にかかる検討委員会開催要綱

令和 6 年 3 月 12 日

こども家庭局長決定

(趣旨)

第 1 条 「神戸市社会的養育推進計画」の策定について、有識者及び実務者等から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市社会的養育推進にかかる検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 児童福祉に携わる者
- (3) 児童福祉行政に携わる者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、20 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員（前条第 1 項第 3 号に掲げる者のうちから任命されたものを除く。以下この条において同じ。）の任期は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の指名等)

第 4 条 こども家庭局長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 こども家庭局長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(委員会の公開)

第 5 条 委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、こども家庭局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は、家庭支援課長が定める。

附 則（令和 6 年 3 月 12 日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 3 月 12 日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。